

(様式 2)

随意契約理由書

1 案件名称

茨田中学校増築その他工事第 2 次設計変更設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 佐藤総合計画

3 随意契約理由

設計業務については、委託業務の完了日以降、工事完成後も引き続いて「かし」責任を負うこと等から、成果物である設計図書に変更や修正を加える場合は、その責任の所在を明確にする必要がある。

本業務を遂行するにあたっては、当初設計の受注者に委託することにより業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、株式会社佐藤総合計画であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているので、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ

(電話番号 06-6208-9334)

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

伝法小学校屋体棟増築その他工事設計変更設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 池下設計

3 随意契約理由

設計業務については、委託業務の完了日以降、工事完成後も引き続いて「かし」責任を負うこと等から、成果物である設計図書に変更や修正を加える場合は、その責任の所在を明確にする必要がある。

本業務を遂行するにあたっては、当初設計の受注者に委託することにより業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、株式会社池下設計であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているので、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9334)

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

北中島小学校東校舎棟増築その他工事設計変更設計業務委託

2 契約の相手方

共同設計 株式会社

3 随意契約理由

設計業務については、委託業務の完了日以降、工事完成後も引き続いて「かし」責任を負うこと等から、成果物である設計図書に変更や修正を加える場合は、その責任の所在を明確にする必要がある。

本業務を遂行するにあたっては、当初設計の受注者に委託することにより業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、共同設計 株式会社であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているので、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ

(電話番号 06-6208-9335)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴町第 2 住宅 2 号館設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

(株)総合設備コンサルタント

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事受注者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事受注者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事受注者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

また、新增築・改修などの専門性が高い設備工事については、設計段階から工事施工段階にわたる官公庁及び関係機関（消防局・水道局・関西電力等）との協議や各種の届出業務の継続的な実施が必要であるため、設計業務から工事監理業務まで行う事業者を一括して選定することで、協議の継続性を確保しているところである。

本業務において、前述した能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては(株)総合設備コンサルタントが最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 設備グループ（電話番号 06-6208-9386）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市営住宅管理システム改修（入居収入基準の拡充に伴う収入超過者の認定（高齢者世帯等の判定）の変更対応）業務委託

2 契約の相手方

S C S K株式会社

3 随意契約理由

公営住宅等の入居資格のうち入居収入基準については、公営住宅法第 23 条第 1 号イにより、法令で定める上限の範囲内で定める金額や「特に居住の安定を図る必要がある場合」の要件について、事業主体が条例で定めることとされている。令和 5 年度国土交通省の通知において、新たに若年夫婦世帯（夫婦の一方が 39 歳以下の世帯）が優先入居対象として追加されるとともに、実施要領において、若年夫婦世帯の入居収入基準を裁量階層へ位置づけるよう検討要請がなされた。本市においても若年夫婦世帯を裁量階層（25 万 9 千円以下に設定）として位置づけ、より多くの子育て世帯等の応募・入居につなげるため、入居収入基準要件を拡充する規定改正（大阪市営住宅条例第 5 条第 1 項第 2 号）を行うこととなった。（令和 7 年 4 月改正予定）

今回の規定改正により、大阪市営住宅条例第 33 条第 1 項の「収入超過者等に関する認定」についても、若年夫婦世帯は、裁量階層に拡充するよう規定改正を行う予定である。そのため、令和 7 年 4 月までに上記改正に対応できるように大阪市営住宅管理システム（以下、「本システム」という。）における「収入申告書の発行」及び「収入申告収入情報等入力画面」、「応能減額収入情報等入力画面」等のシステム改修を行う必要がある。

本システムは、住宅管理上の様々な制度に対応するため、複雑な処理を必要とするものであり、また、効率性・操作性・安定性に優れたシステムとなるよう上記業者により独自構築されている。本システムの改修にあたっては、改修箇所及び改修による影響範囲を的確に判断する必要があることから、本システムの細部に至るまで仕様に精通している必要がある。

上記業者は、開発から本システムに携わっており、本システムの全仕様を把握し、本業務及び安定的な保守対応を行うことができる。また、運用保守業務の受注者に委託することで業務が一元化され、責任の所在が明確となることから、上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部管理課（電話：06-6208-9213）

随意契約理由書

1 案件名称

中央こども相談センター煙突改修その他工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社アイプラス設計事務所

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては 株式会社アイプラス設計事務所 が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2355)

随意契約理由書

1 案件名称

天王寺公園内慶沢園茶室（長生庵）耐震改修工事設計変更設計（建築・設備）
業務委託

2 契約の相手方

株式会社 小笠原設計

3 随意契約理由

設計業務については、委託業務の完了日以降、工事完成後も引き続いて「かし」責任を負うこと等から、成果物である設計図書に変更や修正を加える場合は、その責任の所在を明確にする必要がある。

本業務を遂行するにあたっては、当初設計の受注者に委託することにより業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、株式会社 小笠原設計であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているので、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9331)

随意契約理由書

1 案件名称

もと住吉市民病院跡地に整備する新病院他建設工事設計変更設計（建築・設備）業務委託

2 契約の相手方

株式会社 松田平田設計

3 随意契約理由

設計業務については、委託業務の完了日以降、工事完成後も引き続いて「かし」責任を負うこと等から、成果物である設計図書に変更や修正を加える場合は、その責任の所在を明確にする必要がある。

本業務を遂行するにあたっては、当初設計の受注者に委託することにより業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、株式会社 松田平田設計であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているので、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06 - 6208 - 7907)

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

西中学校屋体棟増築その他工事設計変更設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 小野設計

3 随意契約理由

設計業務については、委託業務の完了日以降、工事完成後も引き続いて「かし」責任を負うこと等から、成果物である設計図書に変更や修正を加える場合は、その責任の所在を明確にする必要がある。

本業務を遂行するにあたっては、当初設計の受注者に委託することにより業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、株式会社小野設計であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているので、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9335)

随意契約理由書

1 案件名称

上新庄第1住宅2号館設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社総合設備コンサルタント

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事受注者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事受注者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事受注者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

また、新增築・改修などの専門性が高い設備工事については、設計段階から工事施工段階にわたる官公庁及び関係機関（消防局・水道局・関西電力等）との協議や各種の届出業務の継続的な実施が必要であるため、設計業務から工事監理業務まで行う事業者を一括して選定することで、協議の継続性を確保しているところである。

本業務において、前述した能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社総合設備コンサルタントが最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 設備グループ（電話番号 06-6208-9386）

随意契約理由書

1 案件名称

中之島小中一貫校第2運動場クラブ室棟設置工事監理業務委託

2 契約の相手方

カナン設計事務所 本田昌紀

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においてはカナン設計事務所 本田昌紀が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9341)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀川消防署大和田出張所新築工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社HTAデザイン事務所

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社HTAデザイン事務所が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9341)

随意契約理由書

1 案件名称

東生野中学校屋体棟増築その他設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社三省設備設計事務所

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

また、新增築・改修などの専門性が高い設備工事については、設計段階から工事施工段階にわたる官公庁及び関係機関（経産省・消防局・水道局・関西電力等）との協議や各種の届出業務の継続的な実施が必要であるため、設計業務から工事監理業務まで行う事業者を一括して選定することで、協議の継続性を確保しているところである。

本業務において、前述した能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により提案力等を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社三省設備設計事務所が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9365)